

第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援業務

2. 業務の目的

令和2年度に見直しを実施した「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」は、計画期間が令和7年度末で終了することから、市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに令和8年度を初年度とする次期計画の策定支援を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 策定方針等

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための実効性の高い計画

男女間の固定的な性別役割分担意識を解消し、多様性を尊重することを基本理念にあらゆる分野において誰もが活躍できる環境を整えるため、地域の特性やニーズを踏まえた効果的かつ実効性の高い計画の策定を行う。

(2) 時代の変遷を踏まえ、課題の解決に向けた計画

第3次泉大津市男女共同参画推進計画策定時（平成28年）から、個々の市民の暮らし方や働き方の変化、市民意識や価値観、男女共同参画をめぐる社会状況の変化を考慮し、国や大阪府、本市の各種調査や実施するヒアリング等から現状と課題を抽出するとともに、課題解決のための長期的・総合的な視点に立った基本目標と関連する施策を体系的に示した計画の策定を行う。

(3) 市民等からの多様な意見を反映した、わかりやすい計画づくり

社会のあらゆる分野において、個性と能力を尊重し、性別にとらわれず誰もが活躍できる社会を築くためには、企業や市民、団体等の幅広い理解が必要となることから、市民が常に指針として意識できるよう伝えるポイントを明瞭かつ分かりやすく表現するため、計画策定にあたっては、見せ方やまとめ方を工夫し、親しみやすくわかりやすい計画とすること。

(4) 男女共同参画の視点を取り入れた施策の実現を目指す

市の様々な施策において、男女共同参画の視点を取り入れた施策となるよう、組織全体が活用しやすいような計画づくりを行う。

また、男女共同参画社会の実現に向けた効果的な計画の策定及び進捗管理を実施できるようにすることで男女共同参画施策の確実な実行を目指す。

5. 計画期間

令和8年度から令和17年度(10年間)

6. 関連法令等の遵守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画、及び庁内の諸計画との整合性を図らなければならない。なお、本プランは次の計画として位置づける。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (2) 泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条に基づく「基本計画」
- (3) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

7. 業務内容

委託業務は、第4次泉大津市男女共同参画推進計画策定支援に係る一式とし、内容は、おおむね以下のとおりとする。なお、受託者の提案や各種会議体での議論により内容を変更する場合がある。

(1) 現行計画の評価・検証

第3次泉大津市男女共同参画推進計画を総括し、課題を明らかにする。

1) 総括

総括に当たり、第3次泉大津市男女共同参画推進計画の達成度を評価するため、実施状況等の調査・把握、現行計画の評価及び検証

2) 課題の把握・次期計画への反映

総括の結果を踏まえた目標達成状況の検証、及びニーズの変化や積み残した課題を把握し、次期計画への反映を実施

(2) 基礎調査

男女共同参画推進計画策定に必要な情報収集、資料調査、施策調査、現状分析、課題の抽出・整理作業を実施する。

1) 統計的把握による市の現状、将来動向の把握・分析

2) 国・大阪府・他市町村の動向や先進事例等の情報を広く収集し、既存資料(統計資料、行政資料等)と合わせて本業務の参考とすること。

特に、事業所や子どもに関する男女共同参画についての意識調査等に関する行政資料については広く収集し、現状把握に努め、参考とすること。

3) 現行計画の施策・事業の進捗状況の整理・評価や現況を把握するため、関係各課及び関係機関等向け現況把握シート案の作成、及び回答のとりまとめ。

4) 上記の結果を踏まえ、新プランにおいて必要と想定される取組や今後のポイント等について提案し、

計画への反映方法について検討する。

(3) 意識調査に係る業務支援

新プラン策定にあたり、泉大津市における男女共同参画全般に対する市民等の意向を把握するためアンケートを実施する。受託者はアンケート調査表（以下「調査票」という。）を作成し、整理・集計・分析を行うものとする。なお、対象世帯等の抽出及び宛名ラベルの作成、発送用（角2）、返信用（長3）封筒の確保、また対象世帯等への発送及び返信に使用する郵便料を市側で負担するものとする。なお、回収率向上策について、市と協議を行う。

① 市民意識調査の実施

受託者は、他市町村の事例等を収集し、業務内容に反映できるよう調査項目の検討・分析を行い、担当職員と協議の上、「調査票」を設計し作成する。また、WEB方式も併用することとし、設問及び回答フォームは、調査票に基づき受託者が作成する。なお、調査対象者が回答フォームにアクセスしやすくするため、受託者はURLを二次元コード化し調査票に掲載すること。

- 1) 調査対象者：市民2,000人
- 2) 「調査票」設問数：25～40問程度
- 3) 「調査票」の印刷は受託者が行う。
- 4) 作成した宛名ラベルの封筒への貼り付けは受託者が行う。
- 5) 封筒への調査票、返信用封筒等の封入は受託者が行い、封を閉じた状態で市へ納品すること。
- 6) 「調査票」は郵送で配布し、郵送またはWEB方式にて回収する。
- 7) 「調査票」の発送、及び郵送での回収は市が行う。
- 8) 市が回収した調査票は未開封の状態を受託者へ郵送するものとし、受託者は調査票を開封しデータを入力する。
- 9) 受託者は、「調査票」について単純集計に基づき、地域や年齢層による意識の違いが把握できるようクロス集計を行い、前回意識調査との比較等を行うものとする。また、これらをグラフ等によりわかりやすく表現するとともに、解析を行い、担当職員と協議の上、調査報告書を作成する。
(データのみ)

② 市内事業所を対象としたヒアリングの実施

市内事業所を対象に、ヒアリング調査を実施し、市の男女共同参画に関する施策・事業・サービスへのニーズ把握、男女共同参画を推進する上での課題や意見、今後の展望などを取りまとめることとする。なお、対象企業の選定は市が行うこととし、受託者はその選定に係る助言を述べるものとする。受託者は、ヒアリング実施当日は同席し、ヒアリング結果を取りまとめ報告し、計画への反映を行う。

- 1) 調査対象者：市内5～10事業所程度（2～3日間での訪問実施を予定）
- 2) ヒアリング方法：企業訪問による現地調査
ただし、企業が希望する場合は、オンラインによるヒアリング
- 3) ヒアリングシート、ヒアリングメモの作成支援

③ 学生を対象とした意見交換会（ワークショップ）の実施

市内に在住・通学する学生等を対象とした意見交換会を開催し、市の男女共同参画に関する施策・事業・サービスへのニーズ把握、男女共同参画を推進する上での課題や意見、今後の展望などを取りま

とめることとする。なお、参加者の募集と連絡調整、会場の手配、会場借上料の支払については市が行う。

受託者は、企画・運営を行い、結果を取りまとめ、計画へ反映させることとする。

なお、開催回数は1回とする。

- 1) 意見交換会の運営に関する企画立案及びレジュメの作成
- 2) 意見交換会の出席、実施、ファシリテーターの手配及び運営支援
※当日の備品等については、協議の上、決定する。

(4) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査分析及び検討結果をふまえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画の骨子案・素案の取りまとめを行う。今後、取り組む事項を検討し、基本理念、施策の体系、施策・事業の検討、推進していくための方策等を明確にした上で、計画の骨子案及び素案を作成する。

- 1) 基本方向（理念・目標）や施策の体系等の設定、骨子案の作成・提示
- 2) 施策の効果を適切に検証できる施策項目及び目標指標の設定支援と提案
- 3) 計画書素案の作成・提示
- 4) パブリックコメントの実施支援

(5) 審議会・庁内連絡会議運営支援

計画策定に係る庁内連絡会議及び泉大津市男女共同参画審議会の資料作成、必要な助言等の会議運営支援を行う。なお、泉大津市男女共同参画審議会においては、オブザーバー出席及び会議録（要旨）の作成も併せて実施する。

- ア 庁内連絡会議（令和7年度4回程度開催予定）
- イ 泉大津市男女共同参画審議会（令和7年度4回開催予定）

(6) 計画書・計画書概要版の作成

計画骨子案・素案を基に市民の意見等を踏まえ、加筆修正し作成。計画書の内容のほか、デザイン、レイアウト等の構成を行う。

編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。計画内容をわかりやすく市民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン、ビジュアル的にもデザイン性の高い編集を行うこと。また、文字の大きさやルビ等に配慮した、見やすいデザインを心掛けること。冊子に用いるイラスト等については、著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は、権利者に許可を得た上で利用すること。

なお、計画書の内容に関しては、個人の価値観や選択に十分配慮し、一方的な表現やハラスメントに繋がらないように配慮し、デザインに関しては「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン（大阪府作成）」を踏まえた内容とし、担当職員の確認を受けること。

8. 成果品の作成・印刷製本

成果品については、以下のとおりとする。また、電子データによる納品の指定がある成果品については、PDF形式・MicrosoftWord形式、MicrosoftExcel形式、MicrosoftPowerPoint形式によることを基本とし、その他の形式による納品については委託事業者と受託者の協議により決定する。なお、電子データで納品された成果品を委託者にて印刷・製本する場合において、校正の結果、修正等が必要となった場合は、受託者は委託者の指示に基づき早急に対応すること。

- ・ 市民アンケート調査：紙ベース2,000通及び電子媒体
- ・ 上記アンケートの報告書：電子媒体
- ・ 事業所対象ヒアリングの報告書：電子媒体
- ・ ワークショップ資料・議事要旨：電子媒体
- ・ 第3次男女共同参画推進計画の評価・検証の報告書：電子媒体
- ・ 庁内連絡会議資料：電子媒体
- ・ 審議会資料・議事要旨：電子媒体
- ・ 計画書本編(A4判100頁程度、表紙4色本文1色刷)：紙ベース200部及び電子媒体
- ・ 計画概要版(A4判8頁程度、4色刷)：紙ベース200部及び電子媒体

9. 著作権及び版権

- 1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版権は、泉大津市に帰属するものとする。
- 2) 本契約の履行に当たり生じたもの(作成したデザインデータを含む)、印刷物のデジタル情報、写真等については、泉大津市に譲渡すること。
- 3) 泉大津市が前号の規定により引渡しの請求をしたときは、泉大津市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

10. その他

- 1) 受託者は、本仕様書に基づく全ての作業において、業務上知り得た個人情報及び本市が提供した業務上の情報その他の秘密を、第三者に漏洩しないこと。また、業務終了後も同様とする。
- 2) 本件業務に係る契約内容に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。
- 3) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- 4) 前各号の規定に違反したことにより、本市に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとし、本市は契約を解除できるものとする。
- 5) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- 6) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項や疑義が生じた場合は、本市と別途協議のうえ決定するものとする。